

第12回 沼田市農業委員会総会議事録

・日時 令和 2年11月 5日(木) 午後1時30分

・場所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 白石 淳一	2番 星野 芳寿
3番 遠西 美子	
5番 遠藤 由理子	6番 宮下 庄吉
7番 高井 武男	8番 生方 芳光
9番 萩原 正道	10番 中村 順子
11番 金井 繁行	12番 星野 博一
13番 井上 正文	14番 牛口 長明
15番 小林 由喜子	

・欠席

4番 石井 武久

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	山田 重之
事務局次長兼農地係長	小野 利明
副主幹	木我 健
副主幹	佐藤 エリカ

・会議の概要

- 事務局長
1. 開会前 午後 1 時 2 4 分
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
本日の会議に、4 番石井武久委員さんから欠席の届け出がございました。
在任委員 1 5 名中、現在の出席委員は 1 4 名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。
それでは、井上会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。
- 議長
(井上会長)
2. 開会及び会長あいさつ 午後 1 時 2 5 分
- 議長
3. 議事録署名委員の指名について 午後 1 時 2 6 分
最初に議事録署名人の指名を行います。
沼田市農業委員会会議規則により、議長において、1 1 番金井繁行委員、1 2 番星野博一委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いたします。
- 議長
4. 諸般の報告 午後 1 時 2 7 分
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。
下記について報告
(1) 農地法第 3 条の 3 の規程による届出について
(2) 農地に該当しないことの証明願について
これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長
5. 付議事件 午後 1 時 3 0 分
議案第 5 0 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

ご意見、ご質問等ございませんか。

無いようですので、お諮りいたします。
議案第50号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第50号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。
次に議案第51号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、番号1について

次に番号 2

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 5 1 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 5 1 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第 5 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 5 2 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 5 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、承認することと決

定いたしました。

次に議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、7番の案件は、「農業委員会等に関する法律」第31条で定める「議事参与の制限」に当たりますので、はじめに7番を除いて審議をお願いいたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 14件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。

13番の案件ですが、6番委員が現地調査に行っていますので報告をお願いします。

6番 はい。6番。現地を見てきましたが、説明のとおり西側は山林、東側は道路、北側は通路があって農地、南側は住宅がありますが、資料のとおりこのような要件を満たしていると判断でき、許可しても問題はないと思います。

議長 それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、番号1について

次に番号2

次に番号3

次に番号4

次に番号5

次に番号 6

次に番号 8

譲受人は板金業を営んでいるとのことですが、現在はどこで営業しているのでしょうか。

事務局員

はい。現在は申請地西側約 150 m のところに自宅と作業場、資材置き場があります。位置図の詳細図を見ていただくと、申請地の赤枠の南側に道路があります。その道路沿いとなります。

議長

分かりました。ほかに。

次に番号 9

次に番号 10

次に番号 11

次に番号 12

次に番号 13

次に番号 14

議長

この 14 番の案件は、先ほどの説明のとおり 8 月 27 日に農業委員数名で視察を行いました。当日、被設定人は日程を間違えたということで現場にはいなかった訳なんですけど、そういうことも含めて、色々な面について遵守していただきたいと思います。

ほかに、14 番。何かありませんか。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 53 号については、7 番を除いて、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、7番を除いて、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

続きまして、7番の案件の審議になりますが、先ほども申しあげましたとおり「農業委員会等に関する法律」第31条で定める「議事参与の制限」に当たりますので、11番委員の退席を求めます。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

～～～ 11番委員 退席 ～～～

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ご意見がございましたら、発言願います。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第53号の7番の案件については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第53号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の7番の案件については、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

ここで11番委員の入室を認めます。

～～～ 11番委員 入室 ～～～

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後2時40分

6. 協議事項

- (1) 令和2年度沼田市農地等の利用最適化の推進施策に関する意見(案)について
- (2) 沼田市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
- (3) 沼田市人・農地プラン検討会委員の推薦について
- (4) その他

7. 連絡事項

- (1) 行事予定について
- (2) その他

8. 閉 会

終了 午後3時00分